

令和5年度 生徒指導の重点目標

1 SOSの出し方教育と教育相談体制の充実

2 不登校児童生徒及び保護者への支援の充実

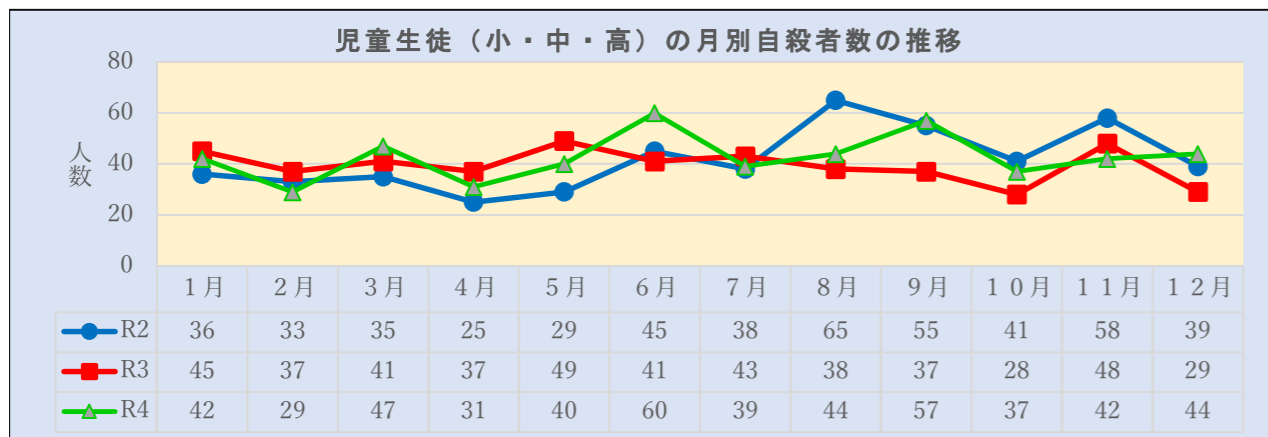
3 いじめ、暴力行為の未然防止

4 教科の指導と生徒指導の一体化

5 児童生徒を取り巻く課題の解決に向けた学校、家庭、関係機関、地域の連携強化

重点目標1 SOSの出し方教育と教育相談体制の充実

【背景】いじめられた児童生徒の相談の状況のうち「誰にも相談していない」は、令和3年度、千葉県公立学校において1,269件であり、前年度(670件)よりも増加しており、引き続き取組を推進していく必要がある。(※1)。厚生労働省・警察庁の調査によると、令和4年の児童生徒の月別自殺者数は、過去最多となり、特に、男子高校生の自殺者数が増加するなど、極めて憂慮すべき状況にある。これらを踏まえた相談環境の整備が急務である。



(出典) 厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計：各年の状況」(確定値)を基に文部科学省において作成。

学校が行うべき具体的なこと

- SOSの出し方教育について、年間計画の中に盛り込み、年度始めなど適切な時期に、県が作成した指導資料(※2)等を活用して実施する。
- 4月に教育相談強化期間を設定し、年度始めに、面談等で児童生徒の個々の悩み等を把握することと併せ、ゴールデンウィークや長期休業明けなどにも、教育相談週間を設定するなど、継続的に児童生徒理解に努める。
- 家庭との円滑な情報共有のもと、発達段階や生活環境等の状況を踏まえた児童生徒理解に努め、心身や環境等に係る課題を把握した際には、SCやSSW、関係機関と積極的に連携を図る。

重点目標2 不登校児童生徒及び保護者への支援の充実

【背景】教育機会確保法(※3)を受けた基本指針(※4)において、「不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進」の中で、次の3点を柱とする「不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保」が明示された。

民間団体等による支援の推進

多様で適切な学習活動の重要性

休養の必要性を踏まえた支援

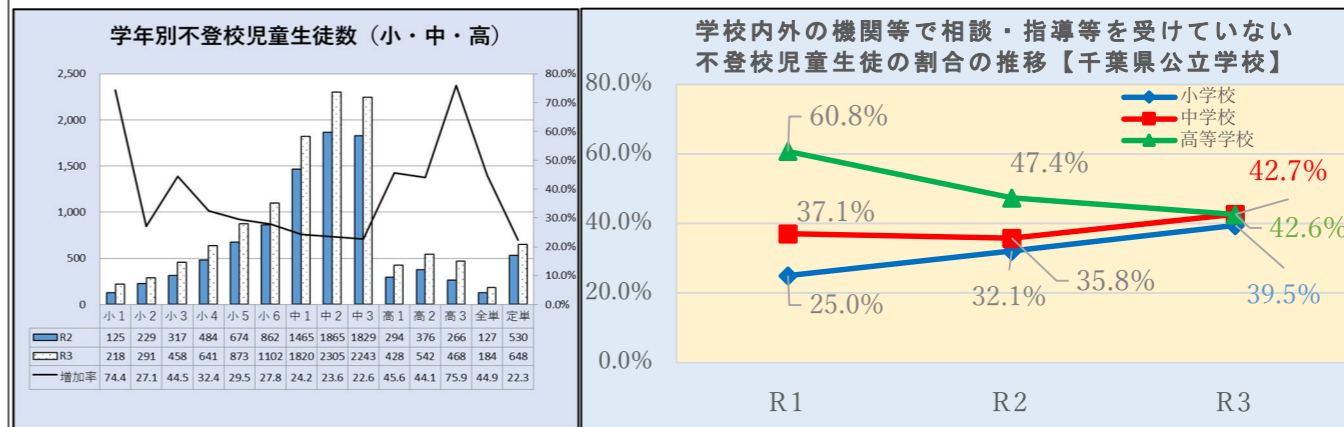
さらに、文部科学省の通知(※5)により、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が以下のとおり示された。

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

本県においても、これらを踏まえた、条例(※6)が、令和5年4月1日から施行されたところである。

不登校児童生徒数は、学年が上がるごとに増加する傾向にあるが、増加率で見ると、小学1年生と高校3年生が70%を超え、突出しており、小学校と幼稚園等の連携の強化や教育相談体制の充実に努める必要があると考えられる。

一方、本県公立学校において、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合が、高い値で推移しており(※1)、上記法、指針、条例及び通知を踏まえた対応の一層の推進が必要と考えられる。



学校が行うべき具体的なこと

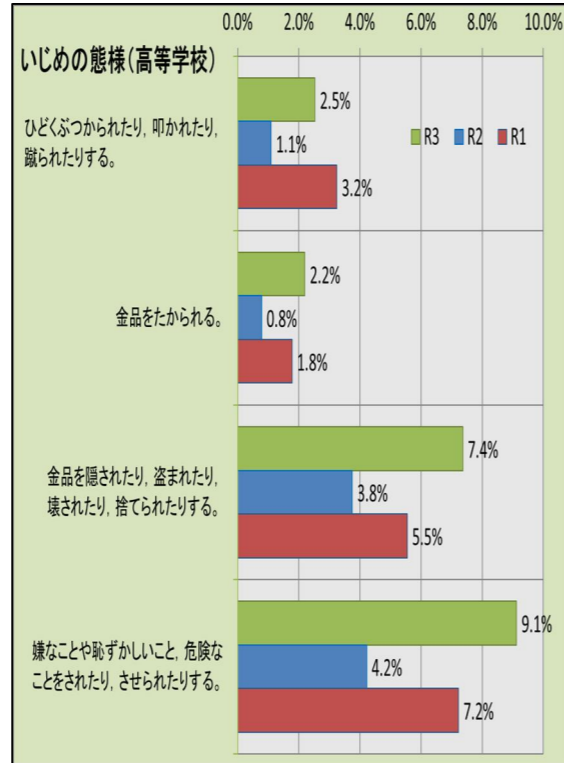
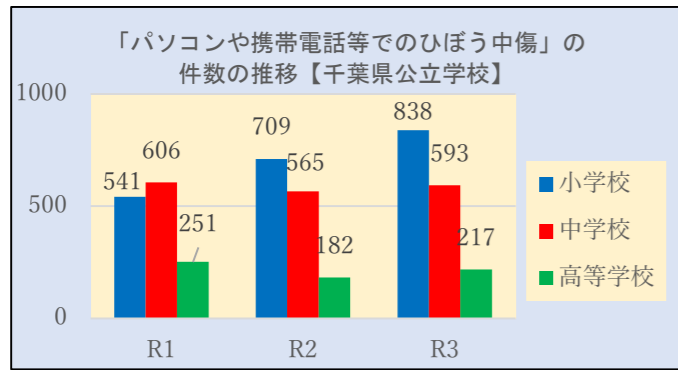
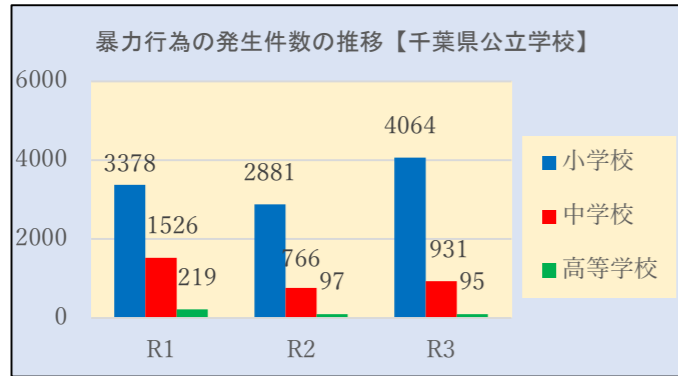
教育機会確保法、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針、条例等の趣旨を理解し、次の4点に努める。

- 既存の学校教育になじめない児童生徒について、学校としてどのように受け入れていくか検討し、なじめない要因の解消に努める。
- 不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、県が作成した指導資料(※7)等を活用するなど、不登校のきっかけや継続理由に応じた適切な支援を行う。
- 不登校児童生徒とその保護者に対して、県が作成したサポートガイド(※8)等を活用するなど、適切に情報が伝わる仕組みを確立し、個々の状況に応じて、教育支援センターや民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を有効に活用できるよう支援する。
- HSC(ハイリーセンシティブチャイルド)への対応等、多様な児童生徒を受け入れる体制を整備し、学校内外の機関を活用した不登校児童生徒及び保護者への相談・支援を行う。

重点目標3 いじめ、暴力行為の未然防止

【背景】令和3年度の本県公立学校における「いじめの認知件数」は51,478件であり、全国的にも高い数値となっている（*1）。認知件数が多いことについては、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている（文部科学省）」と捉え、今後もこの姿勢を継続したい。いじめの態様の中では、「パソコンや携帯電話等でのひぼう中傷」の件数が増加し、小学校においても増加が顕著となっている。高等学校においては、暴力行為や金品をとられる等の、比較的重い態様が増加傾向にある。

また、比較的軽微ないじめを発端として重大事態に発展した事案も年々多くなっており、事態を重篤化させないためにも、未然防止に加え、初期対応、つまり予兆の段階で積極的に認知して対応することが極めて重要である。



学校が行うべき具体的なこと

- いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針に則り、アンケート調査や面談等を活用するなど早期発見に努め、校内いじめ対策組織の方針に基づき、組織による早期対応、継続的な支援・指導、丁寧な見守りにより解消に努める。
※新型コロナウイルス感染症（マスクの着用の個人判断等を含む）に係る偏見・差別の未然防止・早期対応については、県が作成したリーフレット（*9）等を活用して一層努めること。
- 小学校における暴力行為が大きく増加していることから、県が作成したパンフレット（*10）を活用するなど学校の実態に応じた自発的啓発活動の実施や、幼保・小間の情報共有等による児童理解に努め、入学段階から小さな暴力も見逃さず、丁寧に教え諭すとともに個々の状況に応じた適切な指導を実施する（小・中間も同様とする）。
- いじめの重大事態が増加していることから、県が作成したパンフレット（*11）を活用するなどして、いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成や組織的対応等について、教職員の資質向上に一層に努めること。
- 低年齢化しているネット上の問題行動に対して、教職員の理解の促進、児童生徒及び保護者への情報モラル教育・啓発の実施の早期化を図るとともに、予防的措置の具体化に努める。
- 指導を必要とする児童生徒の心身の発達の段階や特性等の理解を深めるとともに、組織的な体制のもと、計画的に、法教育や規範意識、人権意識を高める取組を行うなど、暴力行為等の問題行動の未然防止に努める。

重点目標4 教科の指導と生徒指導の一体化

【背景】児童生徒の問題行動や不登校の背景は複合的であるが、学業の不振もその要素として大きな比重を占めている。教科の指導を通して、自己実現を図るための自己指導能力の育成を目指した生徒指導を推進する必要がある。

学校が行うべき具体的なこと

- 教科の指導においては、生徒指導の実践上の視点である、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した授業づくりを行う。
※授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場であること、また、教科の目標等は、学校教育全体の目標を踏まえたものになっており、生徒指導の目的と重なり合うものがあることを踏まえ推進すること。
- 授業規律を確立するとともに、児童生徒の特性や場面に応じたコミュニケーションスキルの向上に努める。

重点目標5 児童生徒を取り巻く課題の解決に向けた学校、家庭、関係機関、地域の連携強化

【背景】いじめや不登校、虐待など、児童生徒が抱える課題は、児童生徒を取り巻く様々な環境の影響によっており、医療や心理面に関する専門的な判断の必要性や、福祉面での関係機関との連携の必要性などが高まっている。学校は、関係機関との情報共有を積極的に図り、切れ目のない支援に努める必要がある。

学校が行うべき具体的なこと

- 法や心理、福祉等の専門的知見を効果的に活用し、関係機関との協働を進め、チーム学校としての生徒指導体制のもと、児童生徒及び保護者への支援に当たる。
- 積極的に生徒指導の方針等を保護者や地域住民に説明し、連携・協働のためのネットワークづくりに努める。
- 虐待の恐れのある児童生徒の早期発見や、ヤングケアラー等の理解を深めるとともに、学校間、市町村の関係部局、児童相談所、警察等の関係機関と情報共有し、連携して当該児童生徒の安全を最優先とした対応に努める。

- *1 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
- *2 令和元年4月11日付け教児生第32号「児童生徒に対する「SOSの出し方教育」の実施について（依頼）」
令和元年11月26日付け教児生第309号「児童生徒に対する「SOSの出し方教育」指導資料について（送付）」
- *3 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成29年2月施行）
- *4 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文部科学大臣決定）
- *5 令和元年10月25日付け元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」
- *6 「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」（令和5年4月1日施行）
- *7 「千葉県版不登校児童生徒の支援資料集」（平成30年3月）
- *8 「千葉県版不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」（令和5年4月）
- *9 令和2年2月1日付け教児生第394号及び教安第1145号「新型コロナウイルス感染症に係るいじめ防止等について（通知）」
令和2年5月7日付け教児生第49号「臨時休校中の児童生徒の心のケアについて（通知）」
- *10 「教職員向け生徒指導パンフレット 児童生徒の暴力行為の現状と対策について」（令和3年12月）
- *11 「教職員向け生徒指導パンフレット いじめの重大事態の分析」（令和4年12月）

注